

<p>9 前各項に定めるもののほか、法第二十七條第一項の承認の申請の手続その他同条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。 (道路整備特別措置法及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の特例に係る政令で定める基準等) 第六條 法第二十八條第五項に規定する利用料金(以下この条において「利用料金」という。)の上限に関する法第二十八條第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p>	<p>同法</p>	<p>酒税法</p>
<p>沖繩の復帰に伴う国税関係法令第八十九條第十三項製造場の適用の特別措置等に関する政(同条第二十一項において令(昭和四十七年政令第五十号)で準用する場合を含む。)</p>	<p>同法</p>	<p>酒税法</p>
<p>五項</p>	<p>輸出酒類販売場(当該輸出酒類販売場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場)の</p>	<p>製造場の販売場(当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場)の</p>
<p>第四十六條の八の四第</p>	<p>輸出酒類販売場(当該輸出酒類販売場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場)の</p>	<p>製造場の販売場(当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場)の</p>
<p>一項</p>	<p>体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場。以下この項において同じ。</p>	<p>体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場。以下この項において同じ。</p>
<p>第四十六條の八の四第</p>	<p>輸出酒類販売場(当該輸出酒類販売場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場)の</p>	<p>製造場の販売場(当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場)の</p>
<p>五項</p>	<p>販売場の項並びに第四十六條の八の四第一項及び第五項において同じ。)であるときは、又は法第八十七條の六第九項前段の規定が適用される</p>	<p>酒類の販売場(当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場(同法第二十七條第三項に規定する主製造場)をいう。第四十六條の八の四第一項及び第五項において同じ。)の</p>
<p>酒税法施行令(昭和三十七年政令第五十條第五項令第九十七号)</p>	<p>場所の</p>	<p>場所(当該場所が体験製造場(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十七條第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項及び第五十四條において同じ。)であるときは、当該体験製造場に係る主製造場(同法第二十七條第三項に規定する主製造場)をいう。第五十四條において同じ。)の</p>
<p>第五十四條</p>	<p>場所</p>	<p>場所(当該場所が体験製造場(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十七條第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項及び第五十四條において同じ。)であるときは、当該体験製造場に係る主製造場(同法第二十七條第三項に規定する主製造場)をいう。第五十四條において同じ。)の</p>
<p>租税特別措置法施行令(昭和四十六條の八の二第</p>	<p>輸出酒類販売場(当該輸出酒類販売場が体験製造場(構造改革特別区域法第二十七條第三項に規定する体験製造場をいう。以下この</p>	<p>項並びに第四十六條の八の四第一項及び第五項において同じ。)であるときは、又は法第八十七條の六第九項前段の規定が適用される</p>
<p>十二年政令第四十三号)</p>	<p>販売場の項並びに第四十六條の八の四第一項及び第五項において同じ。)であるときは、又は法第八十七條の六第九項前段の規定が適用される</p>	<p>酒類の販売場(当該製造場が体験製造場であるときは、当該体験製造場に係る主製造場(同法第二十七條第三項に規定する主製造場)をいう。第四十六條の八の四第一項及び第五項において同じ。)の</p>
<p>8 法第二十七條第一項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>場所</p>	<p>場所(当該場所が体験製造場(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十七條第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項及び第五十四條において同じ。)であるときは、当該体験製造場に係る主製造場(同法第二十七條第三項に規定する主製造場)をいう。第五十四條において同じ。)の</p>
<p>一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号</p>	<p>一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号</p>	<p>一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号</p>
<p>二 法第二十七條第七項第一号から第五号までのいずれに該当するかの別及びこれらの号に定める日</p>	<p>二 法第二十七條第七項第一号から第五号までのいずれに該当するかの別及びこれらの号に定める日</p>	<p>二 法第二十七條第七項第一号から第五号までのいずれに該当するかの別及びこれらの号に定める日</p>
<p>三 その他参考となるべき事項</p>	<p>三 その他参考となるべき事項</p>	<p>三 その他参考となるべき事項</p>
<p>四 法第二十七條第一項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>場所</p>	<p>場所(当該場所が体験製造場(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十七條第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項及び第五十四條において同じ。)であるときは、当該体験製造場に係る主製造場(同法第二十七條第三項に規定する主製造場)をいう。第五十四條において同じ。)の</p>
<p>一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号</p>	<p>一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号</p>	<p>一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号</p>
<p>二 移動しようとする年月日</p>	<p>二 移動しようとする年月日</p>	<p>二 移動しようとする年月日</p>
<p>三 移動しようとする年月日</p>	<p>三 移動しようとする年月日</p>	<p>三 移動しようとする年月日</p>
<p>四 その他参考となるべき事項</p>	<p>四 その他参考となるべき事項</p>	<p>四 その他参考となるべき事項</p>
<p>5 税務署長は、法第二十七條第六項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及び同条第一項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならない。</p>	<p>税務署長は、法第二十七條第六項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及び同条第一項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならない。</p>	<p>税務署長は、法第二十七條第六項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及び同条第一項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならない。</p>
<p>6 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十七條の六第八項の許可を受けた販売場が体験製造場である場合又は同条第九項前段の規定が適用される酒類の販売場であって同条第八項の許可を受けたものに係る酒類の製造場が体験製造場である場合において、これらの体験製造場に係る法第二十七條第一項の承認が同条第六項又は第七項の規定により取り消され、又は失効したときは、これらの販売場に係る当該許可は、同条第六項又は第七項の規定により同条第一項の規定が適用されないこととなる日限り、その効力を失う。</p>	<p>租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十七條の六第八項の許可を受けた販売場が体験製造場である場合又は同条第九項前段の規定が適用される酒類の販売場であって同条第八項の許可を受けたものに係る酒類の製造場が体験製造場である場合において、これらの体験製造場に係る法第二十七條第一項の承認が同条第六項又は第七項の規定により取り消され、又は失効したときは、これらの販売場に係る当該許可は、同条第六項又は第七項の規定により同条第一項の規定が適用されないこととなる日限り、その効力を失う。</p>	<p>租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十七條の六第八項の許可を受けた販売場が体験製造場である場合又は同条第九項前段の規定が適用される酒類の販売場であって同条第八項の許可を受けたものに係る酒類の製造場が体験製造場である場合において、これらの体験製造場に係る法第二十七條第一項の承認が同条第六項又は第七項の規定により取り消され、又は失効したときは、これらの販売場に係る当該許可は、同条第六項又は第七項の規定により同条第一項の規定が適用されないこととなる日限り、その効力を失う。</p>
<p>7 法第二十七條第七項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。</p>	<p>届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号</p>	<p>届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号</p>
<p>一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号</p>	<p>届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号</p>	<p>届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号</p>
<p>二 法第二十七條第七項第一号から第五号までのいずれに該当するかの別及びこれらの号に定める日</p>	<p>法第二十七條第七項第一号から第五号までのいずれに該当するかの別及びこれらの号に定める日</p>	<p>法第二十七條第七項第一号から第五号までのいずれに該当するかの別及びこれらの号に定める日</p>
<p>三 その他参考となるべき事項</p>	<p>その他参考となるべき事項</p>	<p>その他参考となるべき事項</p>
<p>8 法第二十七條第一項の規定の適用がある場合における次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>	<p>場所</p>	<p>場所(当該場所が体験製造場(構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第二十七條第三項に規定する体験製造場をいう。以下この項及び第五十四條において同じ。)であるときは、当該体験製造場に係る主製造場(同法第二十七條第三項に規定する主製造場)をいう。第五十四條において同じ。)の</p>
<p>一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号</p>	<p>一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号</p>	<p>一 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号</p>
<p>二 移動しようとする年月日</p>	<p>二 移動しようとする年月日</p>	<p>二 移動しようとする年月日</p>
<p>三 移動しようとする年月日</p>	<p>三 移動しようとする年月日</p>	<p>三 移動しようとする年月日</p>
<p>四 その他参考となるべき事項</p>	<p>四 その他参考となるべき事項</p>	<p>四 その他参考となるべき事項</p>

- 一 公社管理道路（法第二十八条第一項に規定する公社管理道路をいう。以下この条において同じ。）のうち次号に規定するもの以外のものについての利用料金の上限を定めようとするときは、当該公社管理道路の利用料金徴収総額（利用料金の徴収期間において徴収することとなる利用料金の額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が、当該徴収期間の満了の日までに必要となる当該公社管理道路に係る第四項各号に掲げる費用の額の合計額から当該徴収期間の満了の日までに得ることとなる当該公社管理道路に係る第三項に規定する収入の額の合計額に相当する額を控除した額を超えない額とすること。
- 二 公社管理道路のうち道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十五条第一項の許可に係るものについての利用料金の上限を定めようとするときは、当該公社管理道路の利用料金徴収総額が、当該徴収期間の満了の日までに必要となる当該公社管理道路に係る第五項各号に掲げる費用の額の合計額から当該徴収期間の満了の日までに得ることとなる当該公社管理道路に係る第三項に規定する収入の額の合計額に相当する額を控除した額を超えない額とすること。
- 三 前二号の利用料金の上限を定めた後、当該利用料金の徴収期間を通じて、次のイからハまでに掲げる額が、当該利用料金の上限を定めようとするときにその算定の基礎とした当該イからハまでに定める額と著しく異なるものであること。
 - イ 既に徴収した利用料金の額及び徴収することとなる利用料金の額の合計額 利用料金徴収総額
 - ロ 既に必要となつた第四項各号又は第五項各号に掲げる費用の額及び必要となる当該費用の額の合計額 第一号又は前号の費用の額のそれぞれの合計額
 - ハ 既に得た第三項に規定する収入の額及び得ることとなる当該収入の額の合計額 第一号又は前号の規定により自動車専用道路以外の公社管理道路を通行し、又は利用する車両（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第五項に規定する車両をいう。以下この号において同じ。）の運転者等から徴収する利用料金の上限は、道路（道路法第二条第一項に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の通行若しくは利用の距離若しくは時間の短縮、路面の改良、屈曲若しくは勾配の減少その他の道路の構造の改良又は通行若しくは利用の方法の変更に伴い、燃料費、油脂費、タイヤ及びチューブ費、修繕費、償却費並びに乗務員の人件費その他の車両の運転費、輸送費、旅行費、荷役費、積卸費、包装費その他の道路の通行又は利用に要する費用について、少なくとも次に掲げる車両の種類ごとに算定する通常節約することができる経費の額を超えないものであること。
 - イ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車のうち、乗員定員十人以上のもの
 - ロ 道路運送車両法第三条に規定する普通自動車のうち、乗員定員十人以上のもの
 - ハ 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車
 - ニ 道路運送車両法第三条に規定する軽自動車
 - ホ 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車
 - ヘ 道路運送車両法第三条に規定する小型特殊自動車
 - ト 道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車
 - チ 道路運送車両法第二条第四項に規定する軽車両
 - リ イからチまでに掲げる車両以外の車両
- 五 法第二十八条第十三項の規定により読み替えて適用する道路整備特別措置法第二十四条第二項の規定により人から徴収する利用料金の上限は、少なくとも十二歳以上の者及び十二歳未満の者ごとに定めるものであること。
 - 二 利用料金の徴収期間に関する法第二十八条第六項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 公社管理道路の構造及び工法その他当該公社管理道路の状況に照らして適切なものであること。
 - 二 道路整備特別措置法第十五条第一項の許可に係る公社管理道路にあつては、当該公社管理道路の利用料金の徴収期間の満了の日が同項の許可の日から起算して四十五年を超えないものであること。
- 三 法第二十八条第十二項の政令で定める収入は、料金（道路整備特別措置法第二条第五項に規定する料金であつて、法第二十八条第一項に規定する認定公社管理道路運営事業を開始する日の前日までにおける当該公社管理道路の通行又は利用に係るものに限る。）、占用料その他の当該公社管理道路に係る地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十一条第一項の業務に係る収入で国土交通省令で定めるものとする。
 - 四 第一項第一号に規定する公社管理道路に係る法第二十八条第十二項の政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。
 - 一 新設又は改築に要する費用及び当該新設又は改築に係る事務取扱費
 - 二 維持及び修繕に要する費用並びに当該維持及び修繕に係る事務取扱費
 - 三 災害復旧に要する費用及び当該災害復旧に係る事務取扱費
 - 四 道路整備特別措置法第十七条第一項の規定による権限の行使に要する費用及び当該権限の行使に係る事務取扱費
 - 五 道路整備特別措置法第五十四条又は第五十五条の規定により読み替えて適用する道路法の規定に基づき特定道路公社（法第二十八条第五項に規定する特定道路公社をいう。以下この条において同じ。）が行う管理及び調査に要する費用並びに当該管理及び調査に係る事務取扱費
 - 六 前項に規定する収入の徴収に要する費用及び当該徴収に係る事務取扱費
 - 七 国土交通省令で定める損失補填引当金に充てるために要する費用
 - 八 前各号に掲げる費用の財源に充てるための債券又は借入金の利息の支払に要する費用
- 五 第一項第二号に規定する公社管理道路に係る法第二十八条第十二項の政令で定める費用は、次に掲げる費用とする。
 - 一 維持及び修繕に要する費用並びに当該維持及び修繕に係る事務取扱費

二 災害復旧に要する費用及び当該災害復旧に係る事務取扱費

三 道路整備特別措置法第十七条第一項の規定による権限の行使に要する費用及び当該権限の行使に係る事務取扱費

四 道路整備特別措置法第五十四条又は第五十五条の規定により読み替えて適用する道路法の規定に基づき特定道路公社が行う管理及び調査に要する費用並びに当該管理及び調査に係る事務取扱費

五 第三項に規定する収入の徴収に要する費用及び当該徴収に係る事務取扱費

六 前各号に掲げる費用の財源に充てるための債券又は借入金等の利息の支払に要する費用

6 特定道路公社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十九条第一項の規定により公社管理道路運営権（法第二十八条第一項に規定する公社管理道路運営権をいう。）を設定した場合における道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定の適用については、同条中「料金」とあるのは、「利用料金（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十八条第一項に規定する利用料金をいう。）とする。」とする。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の特例）

第七条 市町村が、その設定する構造改革特別区域において、地中空間（地中にある空間をいい、当該空間の周辺の土地が、自重、水圧及び土圧並びに地震等による振動及び衝撃に耐えることができるものであることその他環境省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業（溶融一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物のうち、環境大臣が定めるところにより溶融加工したものをいう。以下この条において同じ。）の埋立処分を行う事業をいう。）を実施することについて、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないものと認めて法第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第七条第六項の許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第三号イ（一）の規定にかかわらず、地中空間を利用して溶融一般廃棄物の埋立処分を行うことができる。）

附則

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年三月三十一日政令第一四三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一五年八月二十九日政令第三七六号）

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一六年三月二日政令第五九号）

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日政令第一〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年四月二十八日政令第一七〇号）

この政令は、平成十六年五月一日から施行する。

附則（平成一六年九月二十九日政令第二八九号）

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附則（平成一六年二月二十五日政令第三九九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、景観法の施行の日（平成十六年十二月十七日）から施行する。

附則（平成一六年二月二十二日政令第四〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令第六条第一項の規定により読み替えて適用される公有地の拡大の推進に関する法律施行令第七条第三項の規定に基づく賃貸の事業に係る賃貸借契約を締結した土地開発公社は、当該賃貸借契約の効力の存する間は、引き続き、当該賃貸借契約に係る土地を賃貸する事業を行うことができる。

附則（平成一七年三月三十一日政令第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年七月二十九日政令第二六二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

附則（平成一十七年九月九日政令第二九二号）

この政令は、平成一十七年十月一日から施行する。

附則（平成一十八年五月八日政令第一九三号）

この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成一十八年五月二十四日）から施行する。

附則（平成一十八年六月二日政令第二二〇号）

この政令は、平成一十八年七月一日から施行する。

附則（平成一九年一月一九日政令第九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成一九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二日政令第三九号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成一九年三月二日政令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成一九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年五月二五日政令第二六六号）抄

（施行期日）

1 この政令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成一九年法律第十四号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（平成一九年五月二十八日）から施行する。

附則（平成一九年五月二五日政令第一六八号）抄

（施行期日）

1 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成一九年六月一日）から施行する。

附則（平成二〇年九月二日政令第二八一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十年九月十七日）から施行し、平成二十一年度において使用される教科用特定図書等から適用する。

附則（平成二二年五月一日政令第一三六号）

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号。次項において「旧特区法」という。）第十一条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令（次項において「旧特区法施行令」という。）第二条の規定は、なおその効力を有する。

3 改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特区法第十一条の規定の適用については、旧特区法施行令第三条の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成二四年九月五日政令第二二三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年一月二六日政令第三三三号）抄

（施行期日）

1 この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二五年十二月十一日）から施行する。

附則（平成二七年七月三一日政令第二八〇号）抄

（施行期日）

1 この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二七年法律第五十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二七年八月三日）から施行する。

附則（平成二七年二月一八日政令第四三二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第四条 この政令の施行の際現に附則第二条の規定による改正前の構造改革特別区域法施行令第六条（前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法施行令第二条の規定により読み替えて適用する場を含む。）の規定の適用を受けて農業改良助長法第八条第一項の普及指導員に任用されている者は、引き続き当該普及指導員に任用されている間は、この政令による改正後の農業改良助長法施行令第三条第二号に該当する者として当該普及指導員に任用された者とみなす。

附則（平成二八年一月二四日政令第三五三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（令和二年一月二四日政令第九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月二十七日）から施行する。ただし、第二条の規定は同年四月一日から、第三条の規定は同年十月一日から施行する。

附則（令和四年三月三一日政令第一四八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中租税特別措置法施行令第四十六条第二項の改正規定、同令第四十六条の七第一項の改正規定、同令第四十六条の八の二（見出しを含む。）の改正規定及び同令第四十六条の八の三の改正規定並びに附則第三十九条の規定 令和五年四月一日

附則（令和四年三月三一日政令第一五三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第八十九条の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

附則（令和五年三月三一日政令第一四五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法施行令第四十六条の八の二の改正規定、同令第四十六条の八の四の改正規定、同令第四十六条の八の五の改正規定及び同令第四十六条の八の六の改正規定並びに附則第二十二条の規定 令和五年五月一日

附則（令和五年九月一日政令第二七〇号）

この政令は、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月六日）から施行する。